

令和6年第4回定例会議決結果

番 号	議 案 名	結 果
議案第59号	令和6年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第60号	令和6年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第61号	令和6年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第62号	令和6年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第63号	令和6年度鹿嶋市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第64号	鹿嶋市医療福祉費支給に関する条例	原案可決
議案第65号	鹿嶋市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第66号	鹿行広域事務組合同規約の変更について	原案可決
議案第67号	鹿行広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	原案可決
議案第68号	鹿嶋市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意
議案第69号	鹿嶋市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意
議案第70号	鹿嶋市固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意
議案第71号	鹿嶋市大野潮騒はまなす公園及び附属施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第72号	高松緑地（公園部分）の指定管理者の指定について	原案可決
議案第73号	ト伝の郷運動公園（公園部分）の指定管理者の指定について	原案可決
議案第74号	市道路線の認定について	原案可決
議案第75号	鹿嶋市立カシマススポーツセンター外3施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第76号	鹿嶋市立中央公民館体育館及び庭球場外5施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第77号	令和6年度鹿嶋市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第78号	令和6年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第79号	令和6年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第80号	令和6年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第81号	令和6年度鹿嶋市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第82号	鹿嶋市職員の給与に関する条例及び鹿嶋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第83号	鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第84号	鹿嶋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

議案第85号	鹿嶋市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
報告第5号	専決処分について（令和6年度鹿嶋市一般会計補正予算（第4号））	原案承認
令和6年陳情第5号	地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望	採 択
意見書第4号	基礎控除と給与所得控除，特定扶養控除額の拡大による税収減は国で負担し，地方財政へ影響を与えないことを求める意見書	原案可決

【議案説明】

議案第59号 令和6年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ13億6,736万2,000円を追加し，総額260億279万7,000円となりました。

歳入の主なものとして，社会福祉費負担金などによる国庫支出金の増4億8,286万7,000円，社会福祉費負担金などによる県支出金の増1億1,417万9,000円，財政調整基金繰入金などによる繰入金の増2億7,008万8,000円，前年度繰越金の増4億7,037万9,000円などを見込みました。

歳出の主なものとして，扶助費などによる自立支援給付事業の増4億4,175万9,000円，扶助費などによる教育・保育施設入所支援事業の増1億3,087万9,000円，扶助費による児童手当等経費の増1億2,179万5,000円，積立金による財政調整基金積立金の増3億7,000万円などを計上しました。

2 債務負担行為の補正について

債務負担行為は，令和7年度ふるさと納税ポータルサイト利用手数料及び決済手数料，看護師修学資金貸付金，道路維持補修費，大野潮騒はまなす公園及び附属施設指定管理料，高松緑地（公園部分）指定管理料，ト伝の郷運動公園（公園部分）指定管理料，カシマススポーツセンター外3施設指定管理料，中央公民館体育館及び庭球場外5施設指定管理料について新たに設定しました。

3 地方債の補正について

市債は，可燃ごみ処理施設整備事業を追加し，道路整備事業，小学校施設整備事業について限度額を変更しました。

議案第60号 令和6年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ525万3,000円を追加し，総額66億6,263万4,000円となりました。

歳入として，繰越金の増525万3,000円を見込みました。

歳出として，保健事業費の増3万9,000円，諸支出金の増521万4,000円を計上し

ました。

議案第61号 令和6年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,735万8,000円を追加し、総額50億8,282万1,000円となりました。

歳入として、国庫支出金の増4,109万1,000円、支払基金交付金の増3,236万2,000円、県支出金の増1,801万7,000円、財産収入の増19万円、繰入金の増1,579万4,000円、繰越金の増1,990万4,000円を見込みました。

歳出として、総務費の増72万1,000円、保険給付費の増1億2,178万円、地域支援事業費の増414万1,000円、積立金の増19万円、諸支出金の増52万6,000円を計上しました。

議案第62号 令和6年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,900万円を追加し、総額3億4,400万円となりました。

歳入として、繰替金収入の増4,900万円を見込みました。

歳出として、集合支払費の増4,900万円を計上しました。

議案第63号 令和6年度鹿嶋市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用222万5,000円と営業外費用170万円を追加し、総額1億2,947万5,000円となりました。

議案第64号 鹿嶋市医療福祉費支給に関する条例

児童手当法施行令等の改正に伴い、当該政令を引用していた医療福祉費支給制度（マル福）における所得制限を条文に明記する等の所要の整理を行うため、また、鹿嶋市子ども特別医療福祉費支給に関する条例との統合を行うため、条例の全部を改正するものです。

議案第65号 鹿嶋市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、条例に定める基準の変更、文言の整理等を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第66号 鹿行広域事務組合規約の変更について

鹿行広域事務組合の共同処理する事務のうち、養護老人ホーム及び訪問介護事業に

関する事務について、当該事務を組合の共同処理する事務から除くため、組合規約の一部を改正するものです。

議案第 67 号 鹿行広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

鹿行広域事務組合の共同処理する事務から養護老人ホーム及び訪問介護事業に関する事務を除くことに伴う財産処分を定めるものです。

議案第 68 号 鹿嶋市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 69 号 鹿嶋市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 70 号 鹿嶋市固定資産評価審査委員会委員の選任について

鹿嶋市固定資産評価審査委員会委員の選任に当たり、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。任期は、令和 6 年 12 月 26 日から 3 年間で。

・佐藤 真彦（再任）

国税局や税務署での勤務を経て、現在は、市内に税務会計事務所を開業しています。固定資産の評価に精通し、平成 24 年 12 月 26 日に固定資産評価審査委員会委員に就任して以来、本市の税務行政の推進に大きく貢献しています。

・箕輪 与志雄（新任）

昭和 47 年度に旧鹿島町役場に入庁し、行財政改革推進室長、人事課長、総務部次長等を歴任しました。49 年間の行政経験のうち 16 年間にわたり本市税務行政における資産税実務に携わっており、行政全般、特に固定資産の評価に精通しています。

・諏訪 知子（新任）

現在、市内に司法書士事務所を開業しており、その業務を通じて、固定資産の評価に精通しています。一般の方に向けた法律相談事業や無料法律教室の開催を行う茨城青年司法書士協議会の会長を務めるなど、知識・経験を活かした様々な活動に携わっています。

議案第 71 号 鹿嶋市大野潮騒はまなす公園及び附属施設の指定管理者の指定について

鹿嶋市大野潮騒はまなす公園及び附属施設の指定管理者として、特定非営利活動法人はまなす楽遊会を指定するものです。

議案第 72 号 高松緑地（公園部分）の指定管理者の指定について

高松緑地（公園部分）の指定管理者として、特定非営利活動法人かしまスポーツクラブを指定するものです。

議案第73号 ト伝の郷運動公園（公園部分）の指定管理者の指定について

ト伝の郷運動公園（公園部分）の指定管理者として、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーを指定するものです。

議案第74号 市道路線の認定について

宮中地内において寄附された道路1路線を認定するものです。

議案第75号 鹿嶋市立カシマスポーツセンター外3施設の指定管理者の指定について

鹿嶋市立カシマスポーツセンター，ト伝の郷運動公園多目的球技場，鹿嶋市立大野第一球場及び鹿嶋市立はまなす公園球場の指定管理者として、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーを指定するものです。

議案第76号 鹿嶋市立中央公民館体育館及び庭球場外5施設の指定管理者の指定について

鹿嶋市立中央公民館（体育館・庭球場），高松緑地（多目的球技場・野球場・庭球場・クラブハウス），鹿嶋市立北海浜多目的球技場，鹿嶋市立高松球場，鹿嶋市立新浜多目的球技場（天然芝グラウンド・庭球場・管理棟）及びいきいきゆめプールの指定管理者として、特定非営利活動法人かしまスポーツクラブを指定するものです。

議案第77号 令和6年度鹿嶋市一般会計補正予算（第6号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,701万2,000円を追加し、総額261億9,980万9,000円となりました。

歳入として、社会福祉費負担金などによる国庫支出金の増47万7,000円，社会福祉費補助金による県支出金の増6万6,000円，財政調整基金繰入金による繰入金の増1億9,487万2,000円，雑入による諸収入の増159万7,000円を見込みました。

歳出の主なものとして、報酬などによる総務管理事務経費の増2,804万8,000円，給料などによる総務関係一般職給与費の増1,968万5,000円などを計上しました。

議案第78号 令和6年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第3号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ215万3,000円を追加し、総額50億8,497万4,000円となりました。

歳入として、繰入金153万3,000円，繰越金62万円を見込みました。

歳出として、総務費153万3,000円，地域支援事業費62万円を計上しました。

議案第79号 令和6年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予

算総額に、営業費用 322 万 5,000 円を追加し、総額 17 億 9,192 万 2,000 円となりました。

議案第 8 0 号 令和 6 年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用 399 万 8,000 円を追加し、総額 15 億 6,489 万円となりました。

資本的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、建設改良費 17 万 3,000 円を追加し、総額 12 億 4,803 万 7,000 円となりました。

議案第 8 1 号 令和 6 年度鹿嶋市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用 12 万 1,000 円を追加し、総額 1 億 2,959 万 6,000 円となりました。

議案第 8 2 号 鹿嶋市職員の給与に関する条例及び鹿嶋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

民間給与との較差是正のための人事院勧告及び国家公務員に係る一般職の給与に関する法律改正に準じて給料及び賞与の引上げ等を行うため、関連する条例の一部を改正するものです。

議案第 8 3 号 鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員に準じて市長等の期末手当の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第 8 4 号 鹿嶋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常勤職員に準じて会計年度任用職員の給料の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第 8 5 号 鹿嶋市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 1 0 月の茨城県人事委員会勧告に基づき県費負担教職員に適用される「職員の給与に関する条例」の一部が改正されたことに伴い、これに準じて市費負担教職員の給料表を改めるため、条例の一部を改正するものです。

報告第5号 専決処分について（令和6年度鹿嶋市一般会計補正予算（第4号））

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,535万1,000円を追加し、総額246億3,543万5,000円とした補正予算について、令和6年10月3日に専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

令和6年陳情第5号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、人生百年時代を見据え、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減、孤独・孤立の防止などに貢献しています。

コロナ禍が収束し、社会経済活動も回復基調にある中、シルバー人材センターについても、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められています。

私たちは、このような地域社会の期待に応えるべく、引き続き、会員数の持続的な拡大に向け、特に女性会員の拡大や企業退職者層への働きかけの強化の取組を強力に推進しているところです。

他方で、いくつになっても活躍できる就業機会の創出、とりわけ会員の高齢化が進展する中、80歳を超えても活躍できる就業環境の整備も喫緊の課題の一つです。

こうしたシルバー人材センターにおける就業やボランティアなどの様々な活動は、SDGs（持続可能な開発目標）と深くつながるものであり、積極的に推進してまいります。

また、「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、高齢者の安全就業を確保し、国が定めた適正就業をガイドライン順守しつつ、

①介護予防・日常生活支援総合事業、介護施設の介護の周辺業務の切り出し等による要支援高齢者に対する支援事業

②子育て中の現役世代や子供たちへの支援、空き家管理・墓地清掃など地域への貢献度が高い事業や遊休農地・休耕田を活用した農場運営など地域の課題解決に資する事業

③人手不足や働き方改革に取り組む地元企業に向けたシルバー派遣等の事業等を重点に取り組むとともに、経営基盤の強化を目指して、シルバー人材センターのデジタル化をより一層進めることにより、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしてまいります決意です。

つきましては、令和七年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセン

ターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に、鹿嶋市におかれましては厳しい財政事情の中とは存じますが、国の補助金と同額以上の補助金の確保やセンターに対する事業発注、さらに現在取り組んでいる契約方法の見直しに関し、シルバー人材センターが安定的な運営が可能となるよう、契約事務における適切な対応を強く要望いたします。

意見書第4号 基礎控除と給与所得控除、特定扶養控除額の拡大による税収減は国の負担で実施し、地方財政へ影響を与えないことを求める意見書

物価が高止まりし、日常生活を営むのに必要な費用が増加しているなか、いわゆる「年収103万円の壁」の上げ幅について国でも論じられています。

当市においても、子育て世帯の、基礎控除、給与所得控除、特定扶養控除等の控除額の上限額を上げることへの期待感は高くなっています。

また人手不足に悩む市内企業経営者からも、労働時間の確保につながるの期待も寄せられています。

さらに社会制度全体として、働く意欲があり時間的制約の無い方が、働ける社会を作ることは生産的であります。

国でも控除額を来年度から上げていくことが明言されていますが、その財源については明確になっておらず、地方自治体が負担する可能性も残っていますが、当市においては、そのような負担をするような余力はありません。よって、これら税制改正における地方税の減収分については、国が全額負担するものとし、「地方自治体の財政状況に悪影響を及ぼすことのないよう、国の責任で適切な措置を講じること。」、「他の税制との整合性をはかり、地方自治体及び企業経理事務に過大な負担をかけないこと。」について強く求めます。